

第2期保健事業実施計画
(データヘルス計画)

中間評価

令和3年3月

香川県後期高齢者医療広域連合

目 次	頁
1. 計画策定について	1
2. 被保険者の状況	2
3. 保健事業の状況	
(1) 健康診査事業	3
(2) 歯科健康診査事業	5
(3) 長寿・健康増進事業	6
(4) 糖尿病重症化予防事業	6
(5) 服薬指導事業	7
(6) 後発医薬品の使用促進事業	9
(7) 重複・頻回受診者訪問指導事業	9
(8) 医療機関の適正受診等に関する周知啓発事業	10
4. 中間評価	
(1) 評価区分	11
(2) 中長期目標に係る中間評価	11
(3) 個別事業及び短期目標に係る中間評価	12
5. 見直し	
(1) 見直し後の中長期目標値	14
(2) 見直し後の個別事業及び短期目標一覧表	15
(3) 見直し後の各事業の目的と概要一覧	16
(4) 見直し後の各事業の実施内容と評価方法	18

1. 計画策定について

平成28年6月2日に閣議決定された「日本再興戦略2016」により、「データヘルス計画を通じた企業、保険者等による健康・予防に向けた取組を強化する」とされたことから、第1期データヘルス計画を見直すとともに、被保険者の健康保持の増進と健康寿命の延伸を目的とする「第2期データヘルス計画（以下、「データヘルス計画」という）」を平成30年3月に策定し、平成30年4月から令和6年3月までの計画期間で、高齢者の特性を踏まえた保健事業を実施している。

令和2年度は、計画期間の中間年度に当たり、前半3年間の中間評価を行うとともに、以降の3年間は、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的取組を踏まえて、計画の見直しを行う。

2. 被保険者の状況

本広域連合の令和元年度の被保険者数は、154,554人であり、前年度に比べ1,616人(1.1%)増加し、香川県人口の16.2%となっている。

後期高齢者医療制度が創設された平成20年度以降、毎年、増加し続けている。

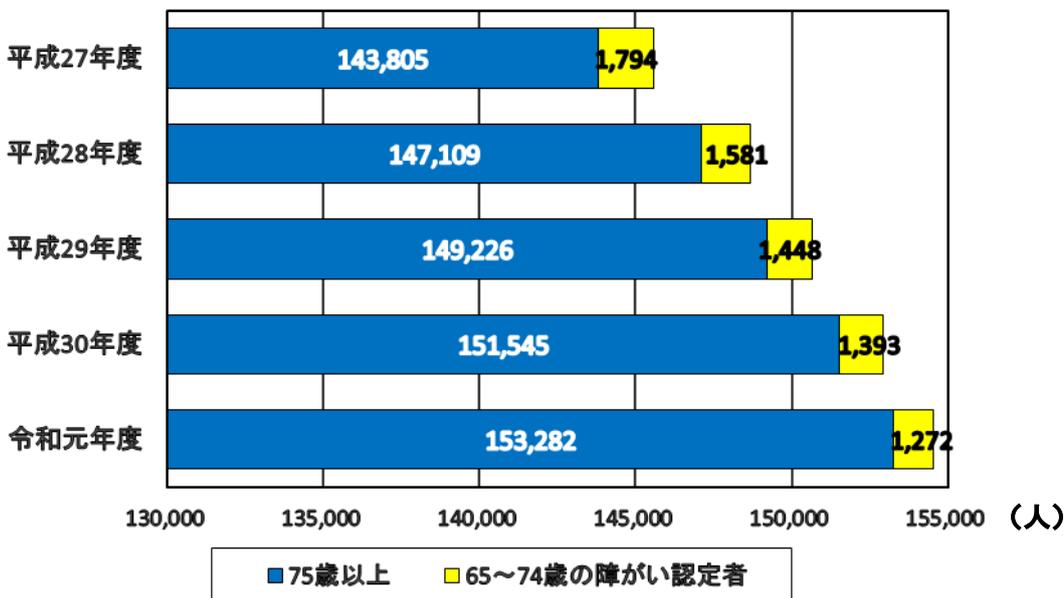
【図表1-1 被保険者数】

年 度	被保険者数		再 掲				香川県人口 (人)	被保険者の香川県人口比 (%)
			75歳以上		65歳～74歳の障がい認定者			
	(人) A	対前年度比(%)	(人) B	(%) B/A	(人) C	(%) C/A		
平成27年度	145,599	1.3	143,805	98.8	1,794	1.2	976,544	14.9
平成28年度	148,690	2.1	147,109	99.0	1,581	1.0	972,182	15.3
平成29年度	150,674	1.3	149,226	99.0	1,448	1.0	967,504	15.6
平成30年度	152,938	1.5	151,545	99.0	1,393	1.0	962,054	15.9
令和元年度	154,554	1.1	153,282	99.2	1,272	0.8	956,630	16.2

注1) 被保険者数は、各年度の3月31日現在のもの。(出典：香川県後期高齢者医療毎月事業状況報告書(事業月報))

注2) 香川県人口は、各年度の4月1日現在のもの。(出典：香川県政策部統計調査課「香川県人口移動調査報告」)

【図表1-2 被保険者数の推移】



3. 保健事業の状況

本広域連合では、被保険者の健康の保持増進のために、健康診査などの「保健事業」を実施している。

(1) 健康診査事業

後期高齢者医療制度では、被保険者の健康づくりや生活習慣病の早期発見、介護予防につなげるため、健康診査を実施している。実施に当たっては、本広域連合と市町において、健康診査委託契約を締結し、市町が地区医師会等と連携を図りながら実施している。

【図表 2-1 受診者数及び受診率】

年 度	受診対象者* (人)	受 診 者 (人)	受 診 率 (%)	
			香 川 県	全 国
平成27年度	135,191	52,077	38.5	27.6
平成28年度	135,480	52,640	38.9	28.7
平成29年度	139,425	54,878	39.4	28.8
平成30年度	140,880	55,439	39.4	28.9
令和元年度	142,384	57,034	40.1	30.5

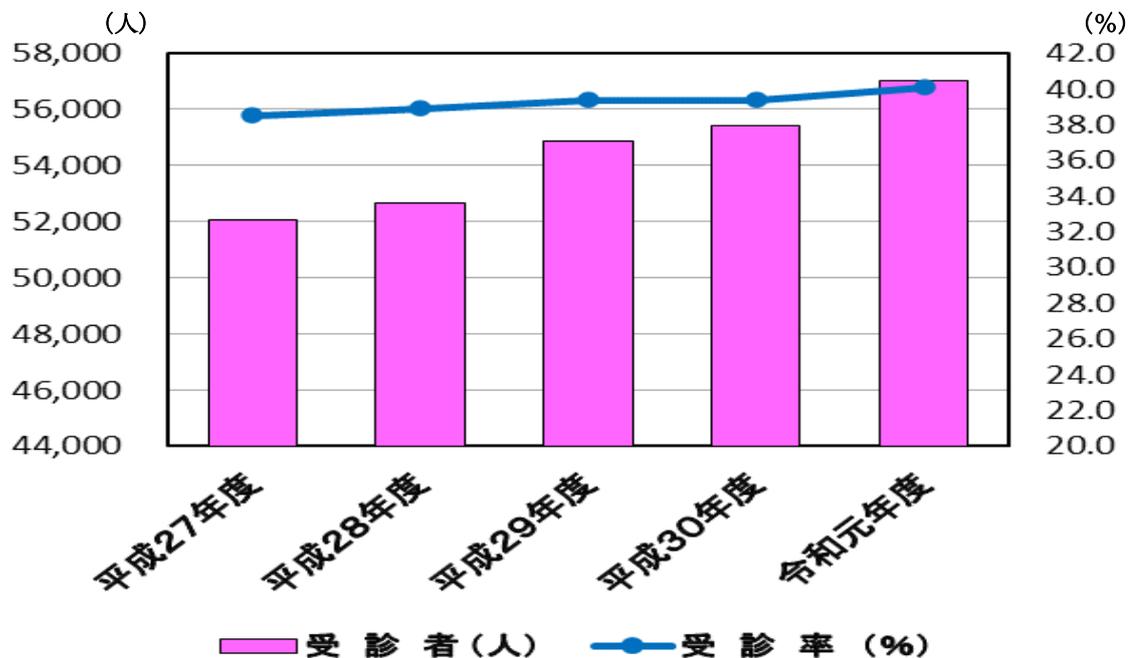
※受診対象者

次のいずれにも該当しない被保険者を健康診査の受診対象者としている。

- ①病院又は診療所に6か月以上継続して入院している方
- ②障がい者支援施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護保険施設等への入所・入居している方

※平成26年度分から、受診者数に人間ドック受診者も加算している。

【図表 2-2 健康診査の受診状況】

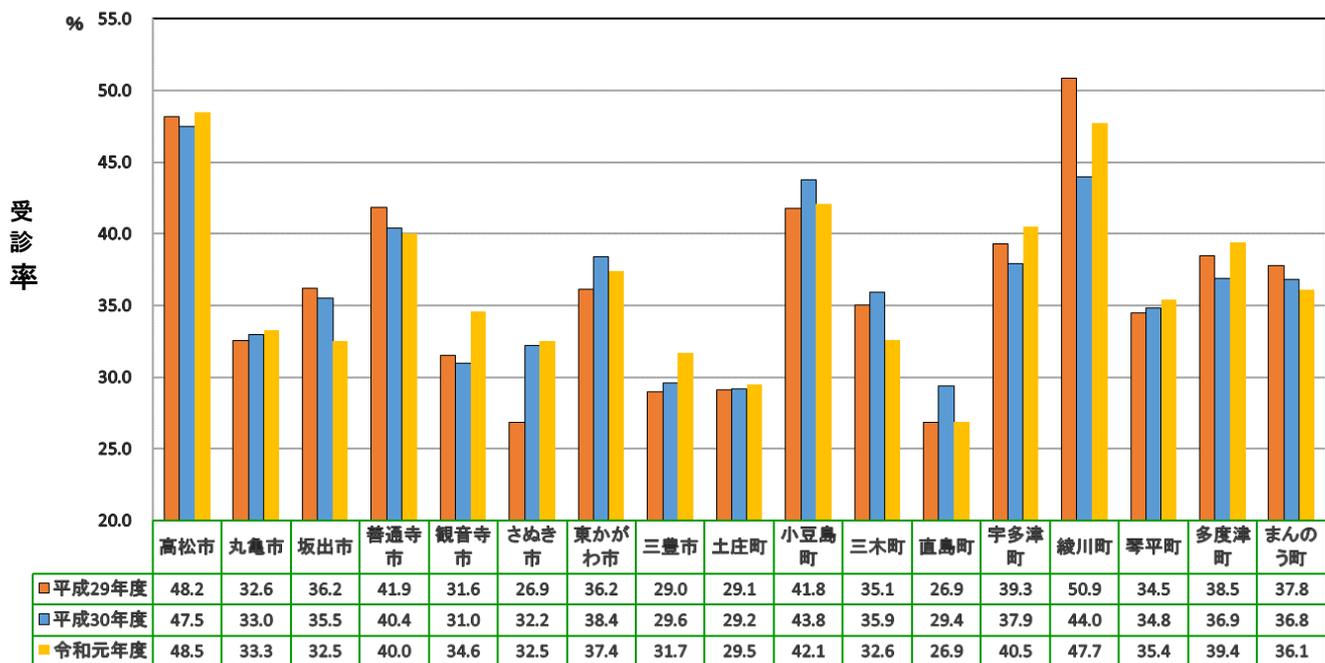


【図表 2-3 市町健康診査の実施状況】

市町名等	健康診査受診率(%)					令和元年度受診者数(人)
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
全 国	26.8	28.7	28.8	28.9	30.5	
香 川 県	38.5	38.9	39.4	39.4	40.1	57,034
高 松 市	48.5	47.4	48.2	47.5	48.5	25,767
丸 亀 市	30.4	31.3	32.6	33.0	33.3	4,574
坂 出 市	36.9	41.4	36.2	35.5	32.5	2,845
善 通 寺 市	44.4	43.0	41.9	40.4	40.0	1,932
観 音 寺 市	30.7	31.5	31.6	31.0	34.6	3,291
さ ぬ き 市	29.9	28.4	26.9	32.2	32.5	2,716
東 か が わ 市	33.1	35.9	36.2	38.4	37.4	2,576
三 豊 市	26.8	27.9	29.0	29.6	31.7	3,770
土 庄 町	23.8	26.4	29.1	29.2	29.5	762
小 豆 島 町	37.4	40.8	41.8	43.8	42.1	1,251
三 木 町	30.5	31.1	35.1	35.9	32.6	1,416
直 島 町	36.6	31.6	26.9	29.4	26.9	143
宇 多 津 町	32.3	37.0	39.3	37.9	40.5	695
綾 川 町	47.1	46.0	50.9	44.0	47.7	1,981
琴 平 町	37.2	35.3	34.5	34.8	35.4	623
多 度 津 町	36.9	37.2	38.5	36.9	39.4	1,411
ま ん の う 町	37.8	37.4	37.8	36.8	36.1	1,281

注) 平成26年度の受診者数から、人間ドック受診者も加算している。
 (該当市町：高松市・坂出市・善通寺市・さぬき市・土庄町・小豆島町・三木町・まんのう町)

【図表 2-4 市町健康診査の実施状況】



(2) 歯科健康診査事業

高齢者の健康づくりと虫歯や歯周病のほか、高齢者に多く発生しやすい誤嚥性肺炎などの予防のため、4月1日時点で満75歳・80歳の被保険者を対象として、希望者に口腔内の健康診査を実施した。

【図表2-5 歯科健康診査各市町の受診状況】

市町名等	歯科健康診査受診率(%)					令和元年度 受診者数(人)
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
香川県	21.16	18.63	19.13	17.69	19.65	3,637
高松市	23.24	20.19	19.39	17.17	20.50	1,566
丸亀市	24.98	15.75	19.08	18.87	20.04	390
坂出市	20.47	16.38	15.67	15.45	19.50	235
善通寺市	21.74	21.92	21.70	25.50	27.21	163
観音寺市	15.74	21.33	19.72	21.45	19.14	231
さぬき市	17.25	17.93	15.78	15.92	17.76	211
東かがわ市	17.83	20.39	23.68	14.98	18.74	175
三豊市	20.36	15.86	19.78	19.93	18.35	264
土庄町	17.32	11.89	16.34	14.15	10.89	38
小豆島町	-	-	-	-	-	-
三木町	13.68	9.52	17.77	17.59	17.61	96
直島町	-	14.71	18.33	-	-	-
宇多津町	20.00	17.32	22.15	17.95	16.91	47
綾川町	20.08	23.57	19.44	12.76	17.16	87
琴平町	25.44	20.57	23.61	16.79	20.87	43
多度津町	18.14	13.81	16.83	17.44	19.44	91
まんのう町	-	-	-	-	-	-

※令和元年度は対象者を75歳・80歳に拡大した。

平成27年度 高松市 訪問歯科健診者2名を含む。
 平成28年度 高松市 訪問歯科健診者1名を含む。
 平成29年度 坂出市 訪問歯科健診者1名を含む。
 平成30年度 高松市 訪問歯科健診者1名を含む。

(3) 長寿・健康増進事業

高齢者の健康づくりのため、市町が地域特性や効果に配慮して実施する事業に対して助成を行い、高齢者の健康増進活動を推進している。

【図表 2－6 令和元年度市町の長寿・健康増進事業の実施状況】

市 町 名	健康教育・健康相談等	人間ドック等の費用助成	その他、被保険者の健康増進のために必要と認められる事業
高 松 市	●	●	
丸 亀 市			
坂 出 市	●	●	
善 通 寺 市		●	
観 音 寺 市			
さ ぬ き 市		●	
東 か が わ 市			
三 豊 市			
土 庄 町		●	
小 豆 島 町	●	●	
三 木 町		●	
直 島 町			
宇 多 津 町			
綾 川 町			
琴 平 町		●	
多 度 津 町			
ま ん の う 町		●	
合 計	3	9	0

※ 人間ドックの助成については、国が令和2年度で終了するため、本広域連合でも終了する。

(4) 糖尿病重症化予防事業

平成 28 年度から、糖尿病の重症化予防を目的に、KKDA（香川国保データ分析システム）を活用し、健康診査で検査結果(HbA1c)が高かった被保険者のうち、治療中断が疑われる人に対し、再受診勧奨を行っている。受診の結果、医師が保健指導を必要と判断した対象者に、広域連合が直接個別の保健指導を実施している。結果については、該当する医療機関や市町へ提供している。

【図表 2-7 再受診勧奨及び保健指導の実施状況】

年 度	勧奨対象者 (人)	再受診者 (人)	受診率 (%)	要指導者 (人)	保健指導実施者 (人)
平成28年度	28	20	71.4	6	6
平成29年度	43	39	90.7	4	3
平成30年度	25	25	100.0	3	2
令和元年度	30	25	83.3	4	3

(5) 服薬指導事業

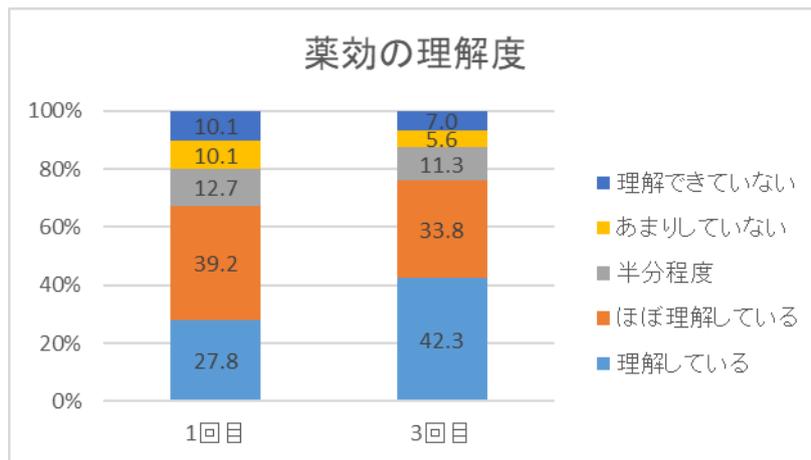
後期高齢者は、加齢等により慢性疾患の有病率が高くなりがちで、複数の医療機関を受診し、服用する薬が多くなる傾向もあることから、薬の飲み忘れや多剤服用による副作用等のリスクを防止するための薬剤服薬管理指導が重要であると考えている。そのため、後期高齢者の特性に応じた服薬管理を行うことは、傷病等の重症化の予防と医療費の適正化に繋がることから、後期高齢者が自身の病態に応じた適正な服薬が行えるよう、平成 29 年度から、薬剤師による服薬指導事業を実施している。

【図表 2-8 市町の服薬指導事業の実施状況】

市 町 名	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
高 松 市	30	29	32
丸 亀 市	8	11	11
坂 出 市	4	4	3
善 通 寺 市	2	1	1
観 音 寺 市	5	6	6
さ ぬ き 市	3	1	2
東かがわ市	5	5	3
三 豊 市	2	2	3
土 庄 町	0	1	1
小豆島町	2	1	1
三 木 町	2	2	0
直 島 町	0	0	0
宇多津町	1	0	2
綾 川 町	2	3	3
琴 平 町	2	3	0
多度津町	2	1	1
まんのう町	2	1	2
香 川 県	72	71	71

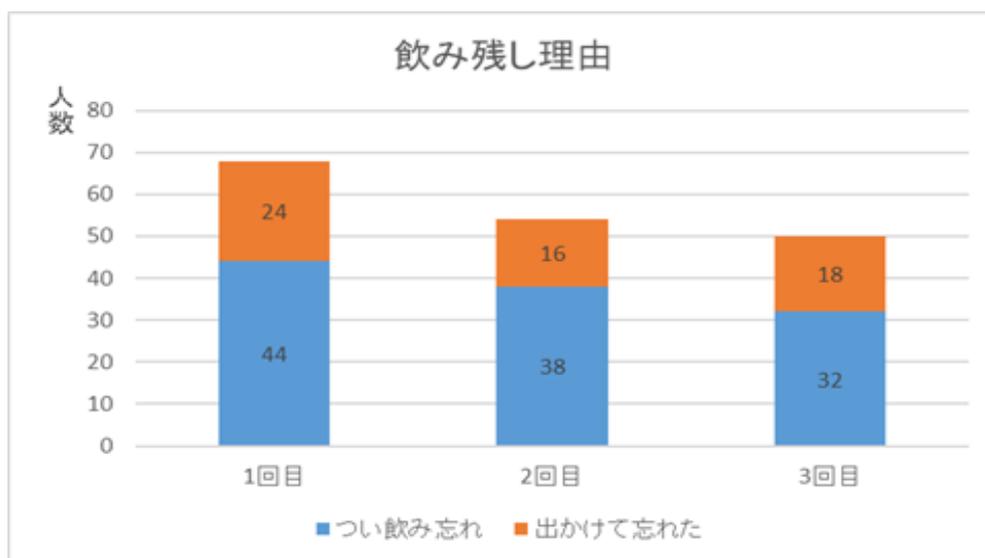
【図表 2-9 薬効の理解度（令和元年度）】

	人 数		割 合	
	1回目	3回目	1回目	3回目
理解している	22	30	27.8	42.3
ほぼ理解している	31	24	39.2	33.8
半分程度	10	8	12.7	11.3
あまりしていない	8	4	10.1	5.6
理解できていない	8	5	10.1	7.0



【図表 2-10 飲み残しの理由（令和元年度）】

	1 回目	2 回目	3 回目
つい飲み忘れ	44	38	32
出かけて忘れた	24	16	18



(6) 後発医薬品の使用促進事業

①ジェネリック医薬品の利用差額通知

被保険者の医療費負担の軽減及び医療保険財政の改善を目的に、服用している先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額の通知や、ジェネリック医薬品希望カードケースの配布などを通じ、ジェネリック医薬品の利用促進を図っている。

【通知時期】 年2回（令和元年8月、令和2年1月）

【抽出対象】 ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、薬代が300円以上の差額が
でる可能性のある被保険者

【通知数及び軽減効果額等】 令和元年度分通知数 3,984通

軽減効果額 7,667,350円 ・使用率 9.7%

※軽減効果額は、差額通知対象者が、差額通知対象薬剤をジェネリックに
切り替えたことによる軽減効果額

※使用率は、令和元年6月調剤分10月調整分の差額通知作成対象者が、
令和2年3月調剤時点で後発薬品に切り替えた率

②後期高齢者医療制度におけるジェネリック医薬品の利用状況

【図表2-11 ジェネリック医薬品利用割合（数量ベース）】

	香川県後期高齢者医療 広域連合	全 国
平成30年度(平成31年3月診療分)	71.4%	74.6%
令和元年度(令和2年3月診療分)	74.5%	77.4%

出典:厚生労働省

「医療費に関するデータの見える化について 4. 保険者別の後発医薬品の使用割合」より
※平成30年度から、毎年2回(9月診療分・3月診療分)が公表されている。

注1) 「数量」とは、薬価基準告知上の規格単位ごとに数えた数量を指す。

注2) 数量ベースは新指標：〔後発医薬品の数量〕 / (〔後発医薬品のある先発医薬品のある数量〕 +
〔後発医薬品の数量〕) で算出している。

注3) 抽出対象のレセプト：医科入院、DPC（出来高払いは対象。包括払い部分は対象外）、
医科入院外、歯科、調剤

(7) 重複・頻回受診者訪問指導事業

レセプト情報から、重複受診者・頻回受診者を抽出し、保健師等が訪問により、対象者に受診方法の改善や健康管理に関する生活指導を実施し、医療費の適正化や疾病の重症化の予防を図る。

【抽出対象被保険者】

重複受診・・・3か月連続して同一の傷病で3か所以上の医療機関を受診(H29・30)

3か月連続して同一の傷病で2か所以上の医療機関を受診(R1)

頻回受診・・・3か月連続して同一傷病で15日以上受診

【図表 2-12 年度別重複・頻回受診者】

年 度	延訪問人数（人）	改善割合（％）	効果額（円）
平成 29 年度	186	53.2	458,064
平成 30 年度	149	47.7	640,157
令和元年度	172	54.1	1,895,830

※効果額：改善により抽出対象に該当しなくなった人及び何らかの改善が見られた人の減額した医療費（訪問前後の比較）

(8) 医療機関の適正受診等に関する周知啓発事業

医療機関の適正受診等に関する啓発情報や、健康情報を掲載したパンフレットを作成し、市町に配布しました。

【図表 2-13 年度別作成部数】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
啓発パンフレット (医療費適正化ガイド)	26,500 部	25,800 部	17,800 部	14,500 部
啓発パンフレット (残薬対策)	30,000 部	30,000 部	30,000 部	4,500 部
フレイル対策 リーフレット	—	—	29,800 部	14,800 部
フレイル対策周知 啓発ポスター	—	—	—	600 部

4. 中間評価

(1) 評価区分

個別保健事業及び計画の短期目標、中長期目標に対する評価区分は、以下の5段階で評価を行う。(策定時と評価年度の比較を行う指標や設定した目標値に対するもの)

目標値に達した	5
目標値に達していないが改善傾向にある・改善している	4
変わらない・横ばい	3
悪化している	2
評価できない・設定した指標又は把握方法が異なるため評価困難	1

(2) 中長期目標に係る中間評価

中長期目標7項目のうち「健康寿命の延伸」については、厚生労働省から平成30年の公表がされていないため、中間評価ができないことから、下記6項目について、中間評価を実施した。

目標		実績値				評価
指標	目標値	H28年度 (基準値)	H29年度	H30年度	R1年度	
レセプト1件当たりの医療費の減少	国を下回る	52,460円 国 51,210円	53,630円 国 51,980円	53,410円 国 51,180円	54,700円 国 52,740円	2
被保険者千人当たりレセプト件数「肺炎」の減少	減少	1.024	1.026	1.014	0.929	5
糖尿病重症化予防の対象者が、糖尿病性腎症による透析導入の抑制ができた割合	100%	100%	100%	100%	100%	5
要介護(支援)者のうち「筋・骨疾患」を有する者の割合の増加抑制	平成28年度 値以下	61.6%	61.7%	61.8%	62.1%	2
重複・頻回受診者訪問指導の対象者のうち、改善が見られた人に係る1か月当たりの効果額(全体医療費ベース)の増加	増加	9,409,695円	458,064円	640,157円	1,895,830円	5
後発医薬品全体使用率(数量ベース) 80%以上	80%以上	66.2%	70.3%	71.4%	74.5%	4

(3) 個別事業及び短期目標に係る中間評価

事業名	目標		実績値				評価
	指標	中間目標値 (R2 年度)	H28 年度 (基準値)	H29 年度	H30 年度	R1 年度	
健康診査事業	健康診査受診率	40.5%以上	38.9%	39.4%	39.4%	40.1%	5
歯科健康診査事業	歯科健康診査受診率	21.16%以上	18.63%	19.13%	17.69%	19.65%	4
長寿・健康増進事業	健康教育・健康相談等の実施人数の増加	前年度を上回る増加	1,304 人	1,503 人	1,023 人	1,233 人	2
訪問歯科健康診査事業【口腔】	訪問歯科健康診査の受診者数 1 人以上	1 人以上 (平成 28 年度値を上回る)	1 人	1 人	1 人	未実施	1
糖尿病重症化予防事業【その他の生活習慣病】	対象者の再受診率 80%以上	80%以上	71.40%	90.70%	100.00%	83.30%	5
服薬指導事業【服薬】	服薬指導の改善割合 75%以上	75%以上	未実施	77.6%	67.2%	76.1%	5
口腔ケア推進事業【低栄養・口腔】	口腔フレイル予防の実施者数の増加	前年度を上回る増加	未実施	未実施	未実施	626 人	1
筋力低下や転倒・骨折予防を目的としたフレイル(虚弱)対策・介護予防事業【筋骨格系疾患】	筋骨格系のフレイル予防の実施者数の増加	前年度を上回る増加	未実施	未実施	未実施	未実施	1
重複・頻回受診者訪問指導事業	重複・頻回受診者への訪問指導の改善割合が前年度を上回る	前年度を上回る増加	61.30%	53.20%	47.70%	54.10%	5
医療機関等の適正受診に関する啓発事業	重複・頻回受診者に該当する人数の抑制(平成 28 年度値を下回る)	646 人以下 (平成 28 年度値を下回る)	646 人	553 人	482 人	938 人	1
後発医薬品の使用促進事業	ジェネリック差額通知による軽減効果額が前年度を上回る	前年度を上回る	4,689,810 円	2,413,170 円	12,976,823 円	7,667,350 円	1

事業評価及び事業の方向性	最終目標値 (R5 年度)
令和元年度目標値 40.1%を達成しており、年々増加傾向にある。 令和2年度は、広域から3年間健診未受診者に受診勧奨を送付 事業を各市町に委託していることから、引き続き、各市町で受診勧奨などを行う。	41.7%以上 (変更なし)
未達成ではあるものの、増加傾向にある。 受診券にナッジ理論を取り入れ、対象者の行動変容を促した。 一体的実施を見据え、オーラルフレイル周知啓発リーフレットを作成し、同封した。 令和元年度より、75歳に加え、80歳も対象に加えた。また、令和3年度からは、全17市町で実施する。	21.16%以上 (変更なし)
各市町の希望による実施のため、年度によってばらつきがある。 これまで、健康教育・健康相談は、長寿健康増進事業のみであったが、今後は、一体的実施のポピュレーションアプローチも同様の事業となるため、本事業のみで評価することは困難である。	見直し
低栄養・糖尿病予防等重症化予防のモデル事業として取り組んだが、費用対効果を鑑み、事業内容の再検討をするため、令和元年度に中止とした。	中止
目標値は達成している。香川県糖尿病性腎症等重症化予防プログラムに基づき、糖尿病の治療中断者について、受診勧奨を実施してきた。今後は、各市町において、一体的実施のハイリスクアプローチとして取り組めるように支援する。	80%以上 (変更なし)
訪問指導事業は、薬剤師が自宅を訪問することから対象者の服薬状況だけでなく、生活状況を含め包括的に支援できるため、価値のあるものである。服薬状況の改善、残薬の軽減等がみられた。 令和元年度までは、対象者選定を委託先に任せていたが、令和2年度からは、より効果的な分析を行うため、レセプトから対象者を選定する。	75%以上 (変更なし)
令和元年度に、一体的実施のポピュレーションアプローチのモデル事業として、通いの場等で、フレイルチェック、オーラルフレイルチェック、口腔体操等を実施した。チェック結果から、通いの場参加者はフレイル予備軍であり、フレイル予防事業の実践の場として適当で、効果が見られた。今後は、各市町が一体的実施で取り組めるように支援する。	見直し
実施していない。 介護保険の介護予防事業で市町が実施しており、今後、各市町が保健事業の観点を持ち、一体的実施で取り組めるように支援する。	廃止
令和元年度は、前年度を上回る結果であった。継続して実施する。 評価指標については、対象者選定条件に変更があったため、実施人数の増減が評価に影響することから、見直す必要がある。あわせて、基準値についても、補正を行う。	見直し
令和元年度は、前年度を上回る結果であった。 事業は継続して実施するが、平成28年度の抽出条件と異なるため、評価指標を見直す必要がある。	見直し
令和元年度は、前年度を下回る結果であった。 事業は継続して実施するが、平成30年度から抽出条件が変更になったため、評価指標を見直す必要がある。	見直し

5. 見直し

「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和2年4月1日に施行されたことから、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、高齢者の保健事業について、市町において、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施することが可能になった。本広域連合においても、令和2年度から5市町と委託契約を締結し、事業を実施しているところである。

第2期データヘルス計画においても、一体的な実施を踏まえて、本広域連合が主体的に実施するものと市町に委託するものを整理し、後半3年間は、個別事業11のうち9事業（中止1、廃止1）と新たに1事業を追加した10事業を行う。

また、各個別事業の実施方法や対象者の抽出方法が、計画当初と変更している事業については、アウトプット（事業実施量）、アウトカム（結果）を見直し、合せて、短期目標も見直しを行う。

(1) 見直し後の中長期目標値

対策の方向性	評価指標	目標値 (令和5年度)	設定理由等
重症化予防の推進	レセプト1件当たりの医療費の減少	国を下回る	目標を達成していないため、健康づくりの推進で医療費の抑制に繋がるよう、引き続き目標指標とする。
高齢者のフレイル対策の推進	被保険者千人当たりレセプト件数「肺炎」の減少	1.742 未満	歯科健診の受診対象者に80歳を追加したことから、評価指標を外来の「合計」に変更する。
	糖尿病重症化予防の対象者が、糖尿病性腎症による透析導入の抑制ができた割合	100%	目標は達成しているが、引き続き重症化予防に取り組むため、100%を目標にする。
	後期高齢者の質問票の質問項目「健康状態」の「よい」「まあよい」の回答率が令和2年度を上回る。	37.7%以上	フレイル対策は、要介護になる前の対策であるため、健康寿命の延伸につながる後期高齢者の質問票の質問項目「健康状態」の回答率を指標とする。
啓発による医療費適正化対策の推進	重複・頻回受診者訪問指導の対象者のうち、改善が見られた人に係る1人当たりの1か月当たりの効果額の増加	37,221 円以上	年度によって対象者及び実施者の数に変動があり、同条件で比較できないことから、国の報告値を参考に「1人当たりの1か月当たりの効果額」に変更する。
	後発医薬品全体使用率 (数量ベース)	80%以上	目標は達成していないが、年々増加傾向にあり、引き続き目標指標とする。

目標	評価指標	目標値 (令和4年度)	設定理由等
寿命の延伸	健康寿命の延伸	男性 72.37 年 女性 74.83 年 増加	「健康日本 21（第二次）」の中で設定された指標と同一であり、日常生活が制限されることなく生活できるよう、引き続き目標指標とする。

(2) 見直し後の個別事業及び短期目標一覧表

対策の方向性	事業名	個別事業アウトプット・アウトカム		評価指標(短期)	目標値(R5年度)
被保険者の健康づくりと生活習慣病の重症化予防の推進	1 健康診査事業	アウトプット	健康診査受診率が前年度+0.4%	健康診査受診率	41.7%以上
		アウトカム	健康不明者の割合が平成28年度を下回る。		
	2 歯科健康診査事業	アウトプット	歯科健診受診率 21.16%以上	歯科健診受診率	21.16%以上
		アウトカム	医療受診のうち、歯科受診率が前年度を上回る。		
	3 長寿・健康増進事業	アウトプット	健康教育・健康相談等の実施市町数の増加	実施市町数	17市町
		アウトカム	後期高齢者の質問票の質問項目「健康状態」が「よい」「まあよい」の回答率が前年度を上回る。		
被保険者の主体性を尊重し、高齢者の特性を踏まえたフレイル対策の推進	4 糖尿病重症化予防事業	アウトプット	対象者の再受診率 80%以上	対象者の再受診率	80%以上
		アウトカム	対象者が糖尿病性腎症による透析導入を抑制できた割合(1年間)		
	5 服薬指導事業	アウトプット	来局相談に訪問した人の割合が前年を上回る。	服薬指導の改善割合	75%以上
		アウトカム	服薬指導の改善割合 75%以上		
	6 口腔ケア推進事業	アウトプット	口腔フレイル予防の実施市町数の増加	実施市町数	17市町
		アウトカム	被保険者千人当たりレセプト件数「肺炎」が前年度を下回る。		
適正受診・適正服薬の啓発による医療費適正化対策の推進	7 重複・頻回受診者訪問指導事業	アウトプット	重複・頻回受診者への訪問指導の改善割合が前年度を上回る。	改善割合	66.4%以上
		アウトカム	改善が見られた人に係る1人当たりの1か月当たりの効果額が平成28年度を上回る。		
	8 医療機関の適正受診に関する啓発事業	アウトプット	被保険者への配布数	リーフレットの活用市町数	17市町
		アウトカム	リーフレットの活用市町数		
	9 後発医薬品の使用促進事業	アウトプット	ジェネリック差額通知対象者のうち、1回目と2回目が重複する者の割合が前年度を下回る。	重複する者の割合	28.2%未満
		アウトカム	後発医薬品全体使用率(数量ベース) 80%以上(毎年度3月)		
全体	10 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業	アウトプット	実施市町数の増加	実施市町数	17市町
		アウトカム	後期高齢者の質問票の質問項目「健康状態」が「よい」「まあよい」の回答率が前年度を上回る。		

※「後期高齢者の質問票」とは、特定健診に準じて活用されていた「標準的な質問票」に変わり、令和2年度から、フレイルなど的高齢者の特性を把握するために活用されはじめた「新たな質問票」のこと。

(3) 見直し後の各事業の目的と概要一覧

種別	種別	事業目的
1 健康診査事業	継続	健康診査を受診した被保険者が、適切な受療で重症化を予防するとともに、自分にあった健康づくりに取り組み、生活機能の維持・改善を図る。
2 歯科健康診査事業	継続	歯科健診を受診した被保険者が、嚥下や口腔内の状態を知り口腔ケアに取り組むことで、高齢者に多い肺炎等の疾病を予防する。
3 長寿・健康増進事業	見直し	被保険者の心身の健康保持・増進を目的に、市町が実施する健康づくり事業に対し助成を行い、健康寿命の延伸を図る。 市町が実施する健康づくり事業に対して、助成を行い、被保険者の心身の健康保持増進する場を増やすことで、健康寿命の延伸を図る。
4 糖尿病重症化予防事業	継続	健康診査受診者のうち、糖尿病の治療中断者で重症化の恐れがある被保険者に対して、再受診勧奨を行うことで、治療を継続し糖尿病の重症化を予防する。
5 服薬指導事業	継続	薬の管理に関する困りごとを抱えている被保険者が、薬剤師による指導を受けることで、残薬を減らすなどの正しい理解ができ、服薬管理状態が改善する。
6 口腔ケア推進事業	継続	口腔フレイル候補者が、専門職による口腔フレイル予防(口腔ケア・低栄養・肺炎予防)の支援を受けることで、高齢者に多い肺炎等を予防するとともに、栄養状態を維持する。
7 重複・頻回受診者訪問指導事業	継続	レセプト情報から選定した重複・頻回受診者に対して、保健師等の訪問指導により、療養上の生活指導や適正受診への助言を行い、対象者の健康づくりを促進し、医療費の適正化を図る。
8 医療機関の適正受診に関する啓発事業	継続	被保険者及び住民に対して、医療機関等の適正受診や残薬対策に関する普及啓発物を作成し、市町・関係機関を通じて広く周知啓発を行う。
9 後発医薬品の使用促進事業	継続	(1)「ジェネリック医薬品希望カードケース等」の作成 後発医薬品(ジェネリック医薬品)を希望する被保険者が、医療機関等の窓口でジェネリック医薬品への切り替えの意思を示すためのカードケース等を作成し、後発医薬品の使用促進を図る。 (2)後発医薬品利用差額通知事業 後発医薬品(ジェネリック医薬品)に切り替えた場合の自己負担額の軽減見込額等を被保険者に通知することにより、後発医薬品へ切り替える機会とし、ジェネリック医薬品の使用を促進し、医療費の適正化を図る。
10 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業	新規	後期高齢者の保健事業を市町において、国民健康保険保健事業及び介護保険地域支援事業と一体的に実施することで、効果的かつ効率的な実施を図る。

概要	評価指標(短期)	現状値 令和元年度	目標値 令和5年度
<ul style="list-style-type: none"> 市町への委託事業 個別・集団健診による健康診査を実施 受診率に人間ドックを含む。 受診率向上のための取組 	健康診査受診率	40.1%	41.7%以上
<ul style="list-style-type: none"> 香川県歯科医師会への委託事業 歯科医院で歯・歯肉の状態や口腔清掃状態、口腔機能等をチェックし、歯みがき・口腔機能低下予防等の指導を実施 	歯科健康診査受診率	19.65%	21.16%以上
<ul style="list-style-type: none"> 市町への助成 健康教育、健康相談(健診の受診勧奨やフレイル対策等を含む。) 人間ドックの費用の助成(令和2年度まで) 	健康教育・健康相談等の実施市町数の増加(一体的実施事業の対象者含む)	3市町	17市町
<ul style="list-style-type: none"> 広域連合直営事業 市町への委託事業(一体的実施に取り組む市町のハイリスクアプローチ) 香川国保データ分析システムの糖尿病受療者階層化機能(KKDA)で抽出した対象者に再受診勧奨通知を行う。 再受診の結果、医師が保健指導を必要と判断した者に対して、個別の保健指導を実施する。 	対象者の再受診率	83.30%	80%以上
<ul style="list-style-type: none"> 香川県薬剤師会への委託事業 広域連合と香川県薬剤師会が協議し、対象要件を定めた被保険者に対して、薬剤師が指導を行う。 	服薬指導の改善割合	76.1%	75%以上
<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度に関係団体と協議し、令和元・2年度は、広域でモデル事業を実施した。 令和3年度以降、市町への委託事業 	口腔フレイル予防の実施市町数の増加	10市町	17市町
<ul style="list-style-type: none"> 専門業者へ業務委託 レセプト情報により選定した対象者に、保健師や看護師による療養上の生活指導及び適正な受診をするための訪問指導及び啓発 	重複・頻回受診者への訪問指導の改善割合	54.10%	66.4%以上
<ul style="list-style-type: none"> 啓発リーフレット等を作成し、市町や関係機関を通じて配布 市町のイベント等でリーフレットを活用してもらい、啓発を行う。 	リーフレットの活用市町数	17市町	17市町
<ul style="list-style-type: none"> ジェネリック医薬品希望カードケース等を作成し、年齢到達者への被保険者証郵送時や後発医薬品利用差額通知発送時に、被保険者へ送付する。 対象者に「ジェネリック(後発医薬品)使用促進のお知らせ」の差額通知を行う(年2回)。 	重複する者の割合	28.2%	28.2%未満
<ul style="list-style-type: none"> 市町への委託事業 企画調整担当の医療専門職を配置し、地域課題を把握した上で、日常生活圏域ごとに、地区を担当する専門職がハイリスクアプローチ及びポピュレーションアプローチを行う。 	実施市町数の増加	—	17市町

(4) 見直し後の各事業の実施内容と評価方法

事業名		1 健康診査事業	
計画の概要	目的	健康診査を受診した被保険者が、適切な受療で重症化を予防するとともに、自分にあった健康づくりに取り組み、生活機能の維持・改善を図る。	
	実施体制	市町へ業務委託	
	対象者	17 市町の被保険者(長期入院者、施設入所者の一部健診除外者を除く。)	
	事業内容及び実施方法	①実施期間：年間を通じ、市町が計画する期間 ②実施場所：各市町が実施する集団健診や個別健診(市町が契約する健診実施機関) ③実施内容：後期高齢者医療広域連合健康診査マニュアルに沿った内容 自己負担額は、各市町が設定 ④事業評価：健診受診率の推移 健康不明者の割合の減少 ⑤現状値(平成 28 年度) 健康診査受診率 38.9% 平成 29 年度受診率(見込み)39.3% 健康不明者の割合 4.08% ※健康不明者は、健診未受診者のうち医療未受診者	
各年度の方向性	平成 30 年度	対象者：管内被保険者数から健診対象外者を除いた数(約 135,000 人程度) 前年度の取組の見直しと継続実施 目標値：健康診査受診率 39.7%以上(前年度受診率+0.4%)	
	令和元年度	前年度の取組の見直しと継続実施 目標値：健康診査受診率 40.1%以上(前年度受診率+0.4%)	
	令和 2 年度	中間見直しを実施 目標値：健康診査受診率 40.5%以上(前年度受診率+0.4%) 健康不明者の割合の減少	
	令和 3 年度	前年度の取組の見直しと継続実施 目標値：健康診査受診率 40.9%以上(前年度受診率+0.4%) 健康不明者の割合の減少	
	令和 4 年度	前年度の取組の見直しと継続実施 目標値：健康診査受診率 41.3%以上(前年度受診率+0.4%) 健康不明者の割合の減少	
	令和 5 年度	上半期に仮評価を行う。 第 2 期計画の事業見直しと次期計画の策定	
評価項目	評価内容・評価指標・目標値(2023 年度)	評価方法・評価期間(時期) (評価体制：広域連合懇話会、市町との会議の場)	
ストラクチャー(構造)	県医師会、市町との調整・情報共有 広域連合と市町との間で委託契約	(評価時期：年度末)	
プロセス(過程)	広域連合が健康診査マニュアルを作成 市町等との連携により、広報等を通じて、被保険者に受診勧奨 市町との協議、情報共有	(評価時期：年度末)	
アウトプット(事業実施量)	健康診査受診率 41.7%以上	法定報告値 (評価時期：事業実施の翌年度) ※過去の受診率の伸び率 0.4%から目標値を設定	
アウトカム(結果)	健康不明者の割合が平成 28 年度を下回る。	KDB 統計「後期高齢者の健診状況」から健診未受診者のうち医療未受診者÷健診対象者 (評価時期：事業実施の翌年度)	

事業名		2 歯科健康診査事業	
計画の概要	目的	歯科健診を受診した被保険者が、嚥下や口腔内の状態を知り口腔ケアに取り組むことで、高齢者に多い肺炎等の疾病を予防する。	
	実施体制	香川県歯科医師会に業務委託	
	対象者	香川県後期高齢者広域連合歯科健康診査実施要綱に基づく対象者	
	事業内容及び実施方法	①実施期間：広域連合と香川県歯科医師会が協議し決定した期間 ②実施場所：香川県歯科医師会に登録の医療機関 ③実施内容：対象者の抽出(広域連合) 受診券発送(香川県歯科医師会) 歯科健康診査の実施(香川県歯科医師会登録の歯科医院) 1人1回 健診項目：問診、口腔内診査、口腔機能検査、歯科保健指導(歯みがき・義歯ケア等) ④事業評価：歯科健康診査受診率 歯科受診率の増加推移 ⑤現状値(平成28年度) 歯科健康診査受診率 18.63%(※訪問歯科健診者数を含む) ※参考値：21.16%(平成27年度) 歯科受診率 168.565 ※歯科受診率は、歯科レセプト数を被保険者数で除して、千人当たりで示したもの(KDB統計)	
各年度の方向性	平成30年度	対象者：県内市町の被保険者のうち、毎年度4月1日時点で75歳到達者(約12,000人程度) 健診実施期間：7月～2月 目標値：歯科健康診査受診率 21.16%以上 被保険者千人当たりのレセプト件数「肺炎」の減少推移	
	令和元年度	前年度の取組の見直しと継続実施 80歳到達者を対象に追加 目標値：歯科健康診査受診率 21.16%以上 被保険者千人当たりのレセプト件数「肺炎」の減少推移	
	令和2年度	中間見直しを実施 目標値：歯科健康診査受診率 21.16%以上 医療受診のうち、歯科受診率が前年度を上回る。	
	令和3年度	前年度の取組の見直しと継続実施 目標値：歯科健康診査受診率 21.16%以上 医療受診のうち、歯科受診率が前年度を上回る。	
	令和4年度	前年度の取組の見直しと継続実施 目標値：歯科健康診査受診率 21.16%以上 医療受診のうち、歯科受診率が前年度を上回る。	
	令和5年度	上半期に仮評価を行う。 第2期計画の事業見直しと次期計画の策定	
評価項目	評価内容・評価指標・目標値(2023年度)	評価方法・評価期間(時期) (評価体制：広域連合懇話会、市町との会議の場)	
ストラクチャー(構造)	県歯科医師会・市町との調整 広域連合と県歯科医師会との間で委託契約	(評価時期：年度末)	
プロセス(過程)	県歯科医師会や市町と受診率向上や広報・啓発について協議・情報共有 市町との連絡会議等で協議	(評価時期：年度末)	
アウトプット(事業実施量)	歯科健康診査受診率 21.16%以上	法定報告値 (評価時期：事業実施の翌年度) ※過去2年間の受診率からマイナスの伸び率となったため、初年度(平成27年度)値以上とする。	
アウトカム(結果)	医療受診のうち、歯科受診率が前年度を上回る。	KDB統計「後期高齢者の健診状況」歯科受診率 (評価時期：事業実施の翌年度)	

事業名		3 長寿・健康増進事業	
計画の概要	目的	市町の実施する健康づくり事業に対して、助成を行い、被保険者の心身の健康保持・増進を図る場を増やすことで、健康寿命の延伸を図る。	
	実施体制	市町への助成	
	対象者	事業を実施する市町の被保険者	
	事業内容及び実施方法	<p>①実施期間：市町の事業に応じた期間</p> <p>②実施場所：市町の事業に応じた方法による場</p> <p>③実施内容：市町が後期高齢者の健康づくりのために取り組む事業について、広域連合が国の特別調整交付金を活用した費用助成を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康教育・健康相談等(健診の受診勧奨やフレイル対策等を含む) (一例)国保健康教室のフレイル予防内容との連携等 ・リーフレット等による健康に関する情報の提供 ・人間ドック等の費用助成(令和3年度以降廃止) ・その他、被保険者の健康増進のために必要と認められる事業 <p>④事業評価：健康教育・健康相談等の実施市町数の増加(一体的実施事業の対象者を含む) 後期高齢者の質問票の質問項目「健康状態」が「よい」「まあよい」の回答率が前年度を上回る。</p> <p>⑤現状値(平成28年度)：健康教育・健康相談等の実施市町数 2市町</p>	
各年度の方向性	平成30年度	前年度の取組の見直しと継続実施 目標値：健康教育・健康相談等の実施人数が前年度を上回る。	
	令和元年度	前年度の取組の見直しと継続実施 目標値：健康教育・健康相談等の実施人数が前年度を上回る。	
	令和2年度	中間見直しを実施 目標値：健康教育・健康相談等の 実施市町数 が前年度を上回る。	
	令和3年度	前年度の取組の見直しと継続実施 目標値：健康教育・健康相談等の 実施市町数 が前年度を上回る。	
	令和4年度	前年度の取組の見直しと継続実施 目標値：健康教育・健康相談等の 実施市町数 が前年度を上回る。	
	令和5年度	上半期に仮評価を行う。 第2期計画の事業見直しと次期計画の策定	
評価項目	評価内容・評価指標・目標値(2023年度)	評価方法・評価期間(時期) (評価体制：広域連合懇話会、市町との会議の場)	
ストラクチャー(構造)	予算の確保(国の特別調整交付金を活用し、助成) 市町への情報提供	(評価時期：年度末)	
プロセス(過程)	実施希望市町の取りまとめ 市町連絡協議会等での協議・情報共有 国保連合会との連携	(評価時期：年度末)	
アウトプット(事業実施量)	健康教育・健康相談等の 実施市町数 の増加	市町の実績報告数 (評価時期：年度末)	
アウトカム(結果)	後期高齢者の質問票の質問項目「健康状態」が「よい」「まあよい」の回答率が前年度を上回る。	KDB統計「後期高齢者の健診状況」質問票調査 (評価時期：事業実施の翌年度)	

事業名		4 糖尿病重症化予防事業
計画の概要	目的	健康診査受診者のうち、糖尿病の治療中断者で重症化の恐れがある被保険者に対して、再受診勧奨を行うことで、治療を継続し糖尿病の重症化を予防する。
	実施体制	市町又は広域連合
	対象者	香川県後期高齢者医療広域連合糖尿病重症化予防事業実施要綱に基づく対象者（一体的実施のハイリスクアプローチ対象者を含む）
	事業内容及び実施方法	<p>①実施期間：当該年度内</p> <p>②実施場所：17 市町</p> <p>③実施内容：事業案 香川県国保データ分析システムの糖尿病受療者階層化機能(KKDA)を用いて抽出した対象者に医療受診勧奨票を送付 対象者が医療受診勧奨票を持って医療機関を受診 受診対象者の報告書を広域連合へ返送(医療機関) 報告書で主治医が保健指導の必要があると指示した人に対して、保健師による個別の保健指導を実施</p> <p>④事業評価：対象者の再受診率 対象者が糖尿病性腎症による透析導入を抑制できた割合(1年間)</p> <p>⑤現状値(平成28年度)： 再受診率 71.4% 保健指導実施者数 6人(100%)</p>
各年度の方向性	平成30年度	前年度の取組の見直しと継続実施 目標値：再受診率 80%以上
	令和元年度	前年度の取組の見直しと継続実施 目標値：再受診率 80%以上
	令和2年度	中間見直しを実施 目標値：再受診率 80%以上
	令和3年度	前年度の取組の見直しと継続実施 目標値：再受診率 80%以上
	令和4年度	前年度の取組の見直しと継続実施 目標値：再受診率 80%以上
	令和5年度	上半期に仮評価を行う。 第2期計画の事業見直しと次期計画の策定
評価項目	評価内容・評価指標・目標値(令和5年度)	評価方法・評価期間(時期) (評価体制：広域連合懇話会、市町との会議の場)
ストラクチャー(構造)	医師会等・市町・国保連合会との調整	(評価時期：年度末)
プロセス(過程)	再受診勧奨票の送付 対象者への保健指導の実施 市町担当課との連携	(評価時期：年度末)
アウトプット(事業実施量)	対象者の再受診率 80%以上	医療機関報告数とレセプトデータ(糖尿病治療)の総数割合 (評価時期：事業実施の翌年度) ※実績値から高齢者の健康の特性を踏まえ+10%とする。
アウトカム(結果)	対象者が糖尿病性腎症による透析導入を抑制できた割合(1年間)	レセプトデータ (事業評価時期：事業実施年の翌々年度) ※高額な透析医療費の抑制に寄与すると思われるため、100%を目指す。

事業名		5 服薬指導事業	
計画の概要	目的	薬の管理に関する困りごとを抱えている被保険者が、薬剤師による指導を受けることで、残薬を減らすなどの正しい理解ができ、服薬管理状態が改善する。	
	実施体制	香川県薬剤師会に業務委託	
	対象者	17 市町の被保険者 広域連合と香川県薬剤師会が協議し、対象要件を定めた被保険者	
	事業内容及び実施方法	①実施期間：当該年度内 ②実施場所：17 市町 ③実施内容：抽出条件から選定した対象者に服薬情報通知書を送付し、香川県薬剤師会の会員薬局による訪問指導及び来局相談を実施。 ④事業評価：薬局に来局相談した人の割合 服薬指導の改善割合 広域連合と香川県薬剤師会が協議し設定する。 ⑤現状値(令和2年度)：薬局に来局相談した人数 374 人	
各年度の方向性	平成 30 年度	前年度の取組の見直しと継続実施 目標値：薬の飲み忘れがある人の減少割合 服薬指導の改善割合 70%以上	
	令和元年度	平成 29 年度事業開始から 3 年間の取組の見直しと継続実施 目標値：薬の飲み忘れがある人の減少割合 服薬指導の改善割合 70%以上	
	令和 2 年度	中間見直しを実施 実施内容の変更 基準値：薬局に来局相談した人の割合 服薬指導の改善割合 70%以上	
	令和 3 年度	前年度の取組の見直しと継続実施 目標値：薬局に来局相談した人の割合が前年度を上回る。 服薬指導の改善割合 70%以上	
	令和 4 年度	前年度の取組の見直しと継続実施 目標値：薬局に来局相談した人の割合が前年度を上回る。 服薬指導の改善割合 70%以上	
	令和 5 年度	上半期に仮評価を行う。 第 2 期計画の事業見直しと次期計画の策定	
評価項目	評価内容・評価指標・目標値(2023 年度)	評価方法・評価期間(時期) (評価体制：広域連合懇話会、市町との会議の場)	
ストラクチャー(構造)	県医師会・県薬剤師会・市町との調整 広域連合と県薬剤師会との間で委託契約	(評価時期：年度末)	
プロセス(過程)	事業実施計画書に沿って実施 かかりつけ医との連携	(評価時期：年度末)	
アウトプット(事業実施量)	来局相談した人の割合が前年度を上回る。	実施報告値 (評価時期：年度末)	
アウトカム(結果)	服薬指導の改善割合 75%以上	指導を行った薬剤師による実施報告数 (評価時期：年度末)	

事業名		6 口腔ケア推進事業	
計画の概要	目的	口腔フレイル予防候補者が、専門職による口腔フレイル予防(口腔ケア・低栄養・肺炎予防)の支援を受けることで、高齢者に多い肺炎等を予防するとともに、栄養状態を維持する。	
	実施体制	関係団体や市町、広域連合で協議し、決定 (一体的実施のポピュレーションアプローチを含む)	
	対象者	○歯科受診や口腔に関する相談に関心が薄かったり、必要性に気づいていない対象者 ○摂食、嚥下等の口腔機能の低下など、口腔に関する問題を有する人 ○関係団体や市町、広域連合で協議し、決定した対象者	
	事業内容及び実施方法	①実施内容：専門職(歯科衛生士や栄養士等)による口腔機能改善や誤嚥性肺炎等の疾病予防のための相談や指導 (例1)個別の相談支援や集団の健康相談・健康教室での支援 (例2)その他、市町との協議による事業内容 ②事業評価：口腔フレイル予防の 実施市町数 の増加 被保険者千人当たりレセプト件数「肺炎」の減少推移 ③現状値(令和元年度) 口腔フレイル予防の実施市町数 10市町 被保険者千人当たりレセプト件数「肺炎」(合計) 1.742 (広域連合) 1.334 (国)	
各年度の方向性	平成30年度	関係団体や市町、広域連合で想定した事業の方向性及び事業内容について、協議・検討する。 関係団体や市町、広域連合で事業計画案について、協議する。 ※なお、実施が困難な場合には目的に沿った事業内容を検討する。	
	令和元年度	モデル事業を希望する市町で実施	
	令和2年度	継続実施(新型コロナウイルス感染症の影響で、歯科衛生士等の派遣を中止し、啓発用の舌ブラシを配布) 口腔フレイル予防の実施市町数の増加	
	令和3年度	一体的実施事業で市町が実施できるよう支援 口腔フレイル予防の実施市町数の増加	
	令和4年度	一体的実施事業で市町が実施できるよう支援 口腔フレイル予防の実施市町数の増加	
	令和5年度	上半期に仮評価を行う。 第2期計画の事業見直しと次期計画の策定	
評価項目	評価内容・評価指標・目標値(2023年度)	評価方法・評価期間(時期) (評価体制：広域連合懇話会、市町との会議の場)	
ストラクチャー(構造)	企画段階から、市町・関係機関との協議 事業実施体制の構築 必要な予算の確保	(評価時期：年度末) ※できるだけ早い取組みを目指し調整	
プロセス(過程)	事業実施計画書に沿った実施 事業実施状況のモニタリング	(評価時期：年度末) ※できるだけ早い取組みを目指し調整	
アウトプット(事業実施量)	口腔フレイル予防の 実施市町数 の増加	市町の実績報告数 (評価時期：年度末)	
アウトカム(結果)	被保険者千人当たりレセプト件数「肺炎」が 前年度を下回る 。	KDB統計「疾病別医療費分析(中分類)被保険者千人当たりレセプト件数 中分類一外来「肺炎」(合計) 実施年度(累計) (評価時期：事業実施の翌年度)	

事業名		7 重複・頻回受診者訪問指導事業	
計画の概要	目的	レセプト情報から選定した重複・頻回受診者に対して、保健師等の訪問指導により、療養上の生活指導や適正受診への助言を行い、対象者の健康づくりを促進し、医療費の適正化を図る。	
	実施体制	専門事業者への業務委託	
	対象者	広域連合が設定したレセプト抽出条件による対象者	
	事業内容及び実施方法	①実施期間：当該年度内 ②実施場所：17 市町 ③実施内容：レセプト情報から対象者を抽出(広域連合) 訪問案内通知を発送(専門事業者) 訪問の了解を得られた方に対して、保健師等が訪問指導を実施(専門事業者) ④事業評価：重複・頻回受診者への訪問指導の改善割合が前年度を上回る。 改善が見られた人に係る 1 人当たりの 1 か月当たりの効果額の増加 ⑤現状値(平成 28 年度) 重複・頻回受診者への訪問指導の改善割合 66.4% 改善が見られた人に係る 1 人当たりの 1 か月当たりの効果額 37,221 円 ※現状値は、平成 28 年度の頻回条件を 10 日以上から 15 日以上に変更した補正值	
各年度の方向性	平成 30 年度	前年度の取組の見直しと継続実施 目標値：重複・頻回受診者の受診行動の改善割合が前年度を上回る。 改善が見られた者に係る 1 か月当たりの効果額(全体医療費ベース)の増加	
	令和元年度	前年度の取組の見直しと継続実施 目標値：重複・頻回受診者への訪問指導の改善割合が前年度を上回る。 改善が見られた者に係る 1 か月当たりの効果額(全体医療費ベース)の増加	
	令和 2 年度	中間見直しを実施 目標値：重複・頻回受診者への訪問指導の改善割合が前年度を上回る。 改善が見られた者に係る 1 人当たりの 1 か月当たりの効果額が平成 28 年度を上回る。	
	令和 3 年度	前年度の取組の見直しと継続実施 目標値：重複・頻回受診者への訪問指導の改善割合が前年度を上回る。 改善が見られた者に係る 1 人当たりの 1 か月当たりの効果額が平成 28 年度を上回る。	
	令和 4 年度	前年度の取組の見直しと継続実施 目標値：重複・頻回受診者への訪問指導の改善割合が前年度を上回る。 改善が見られた者に係る 1 人当たりの 1 か月当たりの効果額が平成 28 年度を上回る。	
	令和 5 年度	上半期に仮評価を行う。 第 2 期計画の事業見直しと次期計画の策定	
評価項目	評価内容・評価指標・目標値(2023 年度)	評価方法・評価期間(時期) (評価体制：広域連合懇話会、市町との会議の場)	
ストラクチャー(構造)	事業委託等の調整と契約 対象者の抽出要件の決定と把握	(評価時期：年度末)	
プロセス(過程)	事業実施計画書に沿って実施 中間・最終報告の場での協議・情報提供 (委託事業者と広域連合との間)	(評価時期：年度末)	
アウトプット(事業実施量)	(16) 重複・頻回受診者への訪問指導の改善割合が前年度を上回る	実施報告値 (評価時期：事業実施の翌年度)	
アウトカム(結果)	(17) 改善が見られた人に係る 1 人当たりの 1 か月当たりの効果額が平成 28 年度を上回る。	実施報告値 (評価時期：事業実施の翌年度)	

事業名		8 医療機関等の適正受診に関する啓発事業	
計画の概要	目的	被保険者及び住民に対して、医療機関等の適正受診や残薬対策に関する普及啓発物を作成し、市町・関係機関を通じて広く周知啓発を行う。	
	実施体制	広域連合	
	事業内容及び実施方法	①実施期間：年度当初～8月 ②実施内容：被保険者にわかりやすいリーフレット等を作成し、市町・関係機関を通じて配布する。 ・市町へ配布希望数の取りまとめ ・リーフレット等の作成と配布 ③事業評価：市町・医療機関が希望する被保険者への配布数(リーフレット等の部数) リーフレットの活用市町数 ④現状値(平成28年度)： 医療費適正化の啓発リーフレット作成数 26,500部 残薬対策の啓発リーフレット作成数 30,000部 リーフレットの活用市町数 17市町	
各年度の方向性	平成30年度	前年度の啓発リーフレット内容と市町の希望部数を再検討 ・「医療費適正化」のリーフレットを作成し、市町に配布 約30,000部 ・「残薬対策」のリーフレットを作成し、関係機関に配布 約30,000部 目標値：市町・関係機関が希望する被保険者への配布数 重複・頻回受診者に該当する人数の抑制(平成28年度値を下回る。)	
	令和元年度	前年度の啓発リーフレットの内容と市町希望部数を再検討 目標値：市町・関係機関が希望する被保険者への配布数 重複・頻回受診者に該当する人数の抑制(平成28年度値を下回る。)	
	令和2年度	前年度の啓発内容と配布状況から再検討 中間見直しを実施 目標値：市町・関係機関が希望する被保険者への配布数	
	令和3年度	前年度の啓発内容と配布状況から再検討 目標値：市町・関係機関が希望する被保険者への配布数	
	令和4年度	前年度の啓発内容と配布状況から再検討 目標値：市町・関係機関が希望する被保険者への配布数	
	令和5年度	上半期に仮評価を行う。 第2期計画の事業見直しと次期計画の策定	
評価項目	評価内容・評価指標・目標値(2023年度)	評価方法・評価期間(時期) (評価体制：広域連合懇話会、市町との会議の場)	
ストラクチャー(構造)	外部委託事業者・市町との調整 必要な予算の確保	(評価時期：年度末)	
プロセス(過程)	リーフレットの啓発内容の検討 配布希望数の取りまとめ 市町関係機関との情報提供	(評価時期：年度末)	
アウトプット(事業実施量)	(18)市町・関係機関が希望する被保険者への配布数	実績数(リーフレット作成数と配布数) (評価時期：年度末)	
アウトカム(結果)	リーフレットの活用市町数	市町の実績報告数 (評価時期：年度末)	

事業名		9 後発医薬品の使用促進事業 (1)「ジェネリック医薬品希望カードケース等」の作成 (2)後発医薬品利用差額通知事業	
計画の概要	目的	(1)後発医薬品(ジェネリック医薬品)を希望する被保険者が、医療機関等の窓口でジェネリック医薬品への切り替えの意思を示すためのカードケース等を作成し、後発医薬品の使用促進を図る。 (2)後発医薬品(ジェネリック医薬品)に切り替えた場合の自己負担額の軽減見込額等を被保険者に通知することにより、後発医薬品へ切り替える機会とし、ジェネリック医薬品の使用を促進し、医療費の適正化を図る。	
	実施体制	広域連合	
	対象者	(1)75歳年齢到達者、後発医薬品差額通知発送対象者・市町窓口での希望者等 (2)広域連合の抽出基準による後発医薬品差額通知発送対象者	
	事業内容及び実施方法	(1)「ジェネリック医薬品希望カードケース等」作成 ①実施内容：ジェネリック医薬品希望カードケースの作成(広域連合) 75歳年齢到達者への被保険者証と同時郵送(広域連合) 後発医薬品差額通知の発送時に同時郵送(広域連合) 市町窓口での配布(市町の配布希望数を取りまとめ、市町へ送付) ②事業評価：ジェネリック医薬品希望カード等の配布数 後発医薬品割合(数量ベース)全体量 ③現状値(平成28年度)：作成数30,000枚 後発医薬品全体使用率(数量ベース)：平成28年9月 64.2%、平成29年3月 66.2% (2)後発医薬品利用差額通知事業 ①実施内容：対象者の抽出基準の決定(広域連合) 対象者を抽出し、通知書を送付(国保連合会) 対象者の効果分析(国保連合会) ②事業評価：ジェネリック差額通知対象者のうち、1回目と2回目が重複する者の割合 後発医薬品利用差額通知による使用率(数量ベース) ③現状値(令和元年度) ジェネリック差額通知対象者のうち、1回目と2回目が重複する者の割合28.2%	
各年度の方向性	平成30年度	前年度の取組の見直しと継続実施 目標値：ジェネリック差額通知による軽減効果額が前年度を上回る。 後発医薬品全体使用率(数量ベース)が前年度を上回る。	
	令和元年度	前年度の取組の見直しと継続実施 目標値：ジェネリック差額通知による軽減効果額が前年度を上回る。 後発医薬品全体使用率(数量ベース)が前年度を上回る。	
	令和2年度	中間見直しを実施 目標値：重複する者の割合が前年度を下回る。 後発医薬品全体使用率(数量ベース)が前年度を上回る。	
	令和3年度	前年度の取組の見直しと継続実施 目標値：重複する者の割合が前年度を下回る。 後発医薬品全体使用率(数量ベース)が前年度を上回る。	
	令和4年度	前年度の取組の見直しと継続実施 目標値：重複する者の割合が前年度を下回る。 後発医薬品全体使用率(数量ベース)が前年度を上回る。	
	令和5年度	上半期に仮評価を行う。 第2期計画の事業見直しと次期計画の策定	
評価項目	評価内容・評価指標・目標値(2023年度)	評価方法・評価期間(時期) (評価体制：広域連合懇話会、市町との会議の場)	
ストラクチャー(構造)	市町・国保連合会・外部委託事業者との調整 必要な予算の確保	(評価時期：年度末)	
プロセス(過程)	抽出基準に基づき、対象者の選定 実施計画書に沿った事業の実施	(評価時期：年度末)	

<p>アウトプット (事業実施量)</p>	<p>ジェネリック差額通知対象者のうち、1回目と2回目が重複する者の割合が前年度を下回る。</p>	<p>香川県国民健康保険団体連合会(委託)の効果分析報告値 (評価時期：年度末)</p>
<p>アウトカム (結果)</p>	<p>後発医薬品全体使用率(数量ベース) 80%以上 (毎年度3月)</p>	<p>厚生労働省が公表する保険者別の後発医薬品の使用割合 (毎年度公表) (評価時期：事業実施年の翌年度) ※国の骨太方針2017「2020年(平成32年)9月までに、後発 医薬品使用割合80%」を参考</p>

事業名		10 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業
計画の概要	目的	後期高齢者の保健事業を市町において、国民健康保険保健事業及び介護保険地域支援事業と一体的に実施することで、効果的かつ効率的な実施を図る。
	実施体制	市町へ業務委託
	対象者	市町の高齢者
	事業内容及び実施方法	市町へ高齢者保健事業の一部を委託し、市町において事業の企画・調整・分析等を担当する保健師等を配置するとともに、日常生活圏域単位で、高齢者への個別的支援や通いの場等への積極的な関与を行う医療専門職を配置して、高齢者保健事業を実施
各年度の方向性	令和元年度	事前準備と市町への啓発
	令和2年度	事業開始 基準値：5市町
	令和3年度	前年度の取り組みの見直しと継続実施 目標値：実施市町数の増加
	令和4年度	前年度の取り組みの見直しと継続実施 目標値：実施市町数の増加
	令和5年度	上半期に仮評価を行う 第2期計画の事業見直しと次期計画の策定
評価項目	評価内容・評価指標・目標値(2023年度)	評価方法・評価期間(時期) (評価体制：広域連合懇話会、市町との会議の場)
ストラクチャー(構造)	県医師会等の関係団体、市町との調整・情報共有 広域連合と市町と間で委託契約	(評価時期：年度末)
プロセス(過程)	市町ごとの課題や実施内容等の協議・研修等による市町の取組支援	(評価時期：年度末)
アウトプット(事業実施量)	実施市町数の増加	(評価時期：年度末)
アウトカム(結果)	後期高齢者の質問票の質問項目「健康状態」が「よい」「まあよい」の回答率が前年を上回る。	KDB統計「後期高齢者の健診状況」質問票調査 (評価時期：事業実施の翌年度)